

平成 20 年 5 月 29 日

各 位

株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
株式会社 近畿大阪銀行変額年金保険「やさしいおくりもの」の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行(社長 水田 廣行) 埼玉りそな銀行(社長 川田 憲治) 近畿大阪銀行(社長 桔梗 芳人)は、平成 20 年 6 月 2 日(月)より、アイエヌジー生命保険株式会社(代表取締役社長:ディック・オクハウゼン、本社:東京都千代田区)が引受する「一時払変額年金保険(04)B 型(終身死亡保障特則付)」(販売名称:「やさしいおくりもの」)の販売を開始します。なお、今回新たに近畿大阪銀行とアイエヌジー生命保険との間で、募集代理店委託契約を締結しました。

「やさしいおくりもの」は「大切な資産をかしこくふやす、家族にのこす」を商品コンセプトに、以下 4 つの特長を備えています。

(1) 株式比率 50%のバランス型特別勘定で運用

大切な資産を「ふやす」ための特長として、厳選した 4 つの投資信託をバランスよく組み合わせ、株式比率 50%のバランス型特別勘定で運用します。

(2) ラチェット機能(1)で運用実績を死亡保障に反映できる

ラチェット死亡保障額(死亡給付金の最低保証額)が、運用実績に応じて最大で基本給付金額の 2 倍まで切り上がります。

1: ラチェット死亡保障機能は、運用実績により、死亡給付金額の最低保証額を毎年見直す死亡保障機能です。

(3) 死亡給付金が最低保証される

大切な家族に資産を「のこす」ための特長として、死亡給付金が最低保証され、万が一の場合、基本給付金額、ラチェット死亡保障額(2)、積立金額のうち最大額を死亡給付金としてお受取りできます。

2: ラチェット死亡保障額とは

- ・ご契約時のラチェット死亡保障額は一時払保険料と同額ですが、その後、毎年の契約応当日に、その日の積立金額とそれまでのラチェット死亡保障額を比較し、大きい方の額が新たなラチェット死亡保障額としてその日から適用されます。
- ・ラチェット死亡保障額は基本給付金額の 2 倍を上限とし、年単位の契約応当日において積立金額が基本給付金額の 2 倍を超える場合には、ラチェット死亡保障額を基本給付金額の 2 倍の額とします。被保険者が 80 歳で迎える契約応当日の後はラチェット死亡保障額の見直しは行わず、80 歳で迎えた契約応当日のラチェット死亡保障額が適用されます。

(4) 死亡保障が一生続く(終身死亡保障特則(3))

特別勘定で運用を行いながら、終身にわたり死亡保障の継続が可能です。

3: 終身死亡保障特則により、死亡保障(死亡給付金・災害死亡給付金のお支払い)を終身にわたって継続することができます。終身死亡保障特則は、適用前の取消し、中途付加をすることも可能です。終身死亡保障特則を付加した場合でも、終身死亡保障特則適用の日(90歳で迎える契約応当日)前にお申し出いただくことにより、年金でお受取りいただくことができます。その場合、終身死亡保障はありません。

【ご確認いただきたい重要な事項】

この保険に関する重要な事項について、以下ご一読の上ご留意ください。

投資リスクについて

この保険は、年金額、給付金額、解約返戻金額などが特別勘定資産の運用実績に基づいて増減するしくみの年金保険です。特別勘定資産は、投資信託を通じて国内外の株式・債券などに投資されますので、特別勘定の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスクなどの投資リスクがあります。**株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、年金や解約返戻金などのお受取りになる金額の合計額が、払い込まれた保険料（増額を含む）の合計額を下回る可能性があります。**

諸費用について

この保険では以下の諸費用の合計をご負担いただきます。

ご契約時・増額時	契約初期費用	一時払保険料（および増額保険料）に対し 5.0%を、特別勘定への繰入時に控除します。
据置（運用）期間中・ 終身死亡保障特別 適用の日以後	保険契約関連費用	特別勘定の資産総額に対し年率 1.85%を、日割りで毎日控除します。
	資産運用関連費用	特別勘定が投資対象とする投資信託の信託財産に対し年率 0.33705%程度（税込）を乗じた金額を、信託報酬として日割りで毎日控除します。*1、*2

*1: 資産運用関連費用は、主な投資対象とする投資信託の信託報酬率を基本配分比率で加重平均した概算値です。主な投資対象とする投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価額の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、資産運用関連費用も若干変動します。

*2: その他お客さまにご負担いただく手数料として、信託事務に関する諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。

上記諸費用のほかに、特定のご契約について以下の費用をご負担いただきます。

契約者貸付を利用した場合	貸付利息	貸付金に対しアイエヌジー生命所定の貸付利率を乗じた金額を、日割りで毎日控除します。
年金支払期間中 遺族年金支払期間中	年金管理費	支払年金額に対し 1.0%を、年金支払日（遺族年金支払日）に控除します。

その他ご留意いただきたい事項について

- ・この保険は、一時払変額年金保険(04)B 型に終身死亡保障特則が付加されている商品です。原則として、年金としてのお受取りはありません。
- ・ご契約の解約・一部解約を行った場合、解約返戻金には最低保証はありません。
- ・終身死亡保障特則を付加せず、年金でお受取りになる場合、終身死亡保障はありません。この場合、年金原資および年金額には死亡・災害死亡給付金と異なり最低保証がありません。

【ご契約について】

契約年齢（被保険者の年齢）	0歳～80歳（満年齢）
保険料（基本給付金額）	200万円～5億円（1万円単位）
保険料払込方法	一時払のみ
診査	医師による診査は不要です。（職業告知のみ）
据置（運用）期間	10年以上90年以下（1年単位、被保険者の年齢が90歳まで）
年金支払開始年齢	確定年金：10歳以上90歳以下 保証期間付終身年金：50歳以上90歳以下 保証期間付夫婦年金：50歳以上90歳以下 一時金付終身年金：50歳以上90歳以下
付加できる特約など	遺族年金支払特約、指定代理請求特約、後継年金受取人制度、 終身死亡保障特約

同一被保険者で、アイエヌジー生命の定める年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの保険料（基本給付金額）を通算し、5億円を超えることはできません。

年金額が10万円未満の場合は、年金受取に代えて、年金原資を一時にご契約者が受け取り、ご契約は消滅します。

年金額の上限は3,000万円とします。3,000万円を超える場合は年金額を3,000万円とし、同年金支払いに必要な部分を除いた年金原資は将来の年金支払いに代えて、本年金保険の第1回年金受取時に一時金としてお受け取りいただきます。

【その他のご確認いただきたい事項】

- ・ 「やさしいおくりもの」は、アイエヌジー生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって、預金保険の対象ではありません。
- ・ 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、給付金額、積立金額、解約返戻金額および将来の年金額が削減されることがあります。
- ・ 生命保険の募集において、銀行は募集代理店であり、お客さまと引受保険会社との保険契約の媒介を行います。保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・ 保険契約にご加入いただくか否かが、募集代理店である銀行と他の銀行取引に何ら影響を及ぼすことはありません。
- ・ 法令などにより募集代理店での保険募集について制限があり、お取扱の可否を判断するため、法令などの定めにより職業・勤務先・融資のお申込みの有無を申告いただきます。また、申込内容によっては、法令などによりお申込みいただけない場合があります。
- ・ この商品は、クーリングオフの対象です。